

ii) 医療機関及び医療従事者への情報提供

市販後に国内外から収集した危険性情報は、企業内部で適切な情報処理・管理を経た後、関係各所に迅速かつ正確に伝達されなければならない。

本節では、医療機関ならびに医療従事者への情報提供のあり方について検証を行う。

① 通常時

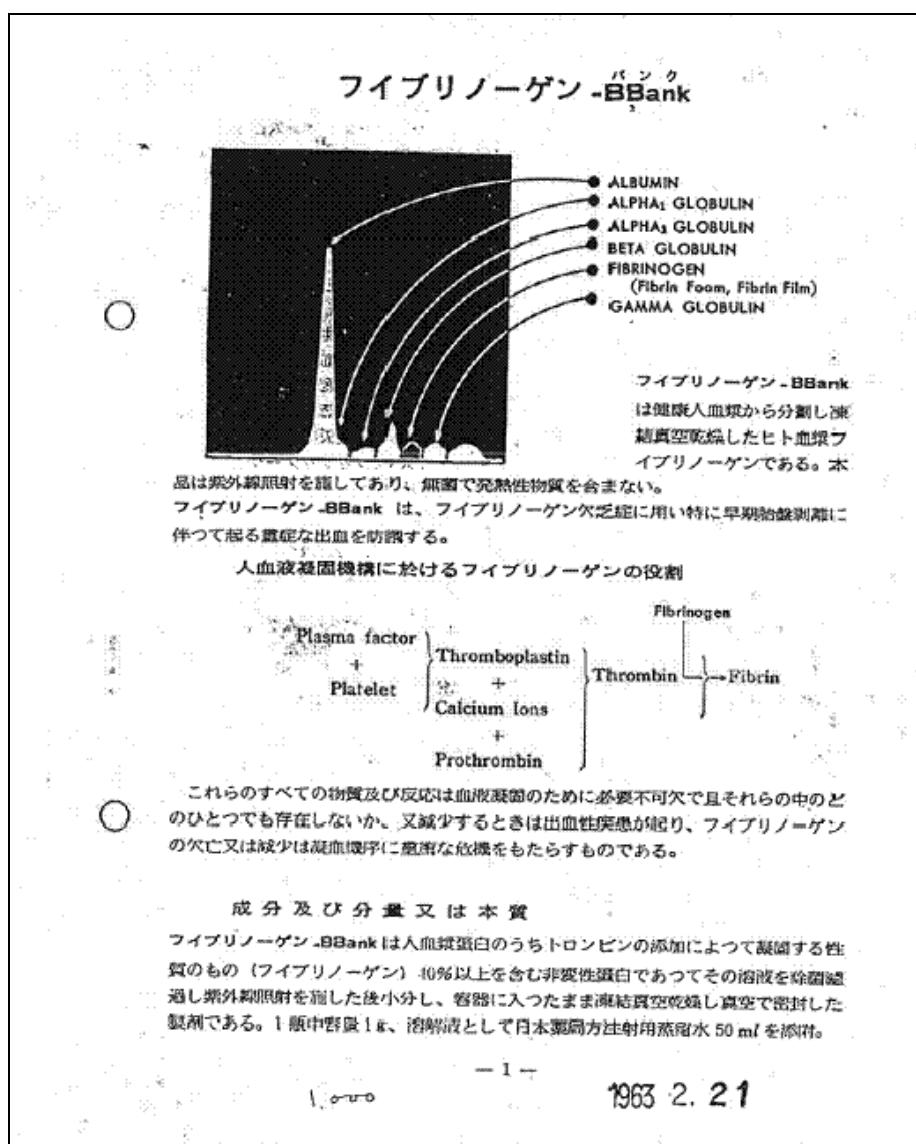
ア) 添付文書による情報提供

フィブリノゲン製剤ならびに第IX因子製剤の添付文書について、その内容の変遷を整理する。

フィブリノゲン製剤の添付文書の変遷

フィブリノゲン製剤（フィブリノーゲン-BBank）販売当初の添付文書のコピーを図表 4-55 に整理する。これを基にしつつ、以降の変遷を整理する。

図表 4-55 フィブリノーゲンミドリの製造承認申請段階における添付書類（案）



フィブリノーゲンの欠乏

急性フィブリノーゲン欠乏症が死亡の原因になることが近年認識をひろめつゝある。それらの死亡は血液凝固作用の喪失によつて生じる。フィブリノーゲン欠乏症による死の或るものは急性胎盤早期剥離を伴う複数化分娩の際に起る。⁽¹⁾ 急性フィブリノーゲン欠乏症は長期の子宮内胎児死⁽²⁾、羊水血栓症⁽³⁾、摘脾手術時強度手術侵襲及びその術後⁽⁴⁾、鋸切胎に因連した手術⁽⁵⁾ 及び動物実験では過度の組織破壊等⁽⁶⁾ の実例がすでに多く報告されている。この状態の原因には2つの可能性がある。

即ち

①胎盤や肺、又は他の止血性物質が胎盤血中に入ること——そのため胎盤血漿中のフィブリノーゲンの拡散沈降を起させその末血液を非凝固化する。⁽⁷⁾

②フィブリノーゲンの形成を阻止するフィブリノリシンの血清中相当量の存在。⁽⁸⁾⁽⁹⁾ 標準的なフィブリノーゲン値の低下は悪性貧血、骨髓性白血病、赤血球過多症、前立腺癌腫瘍転移の結果として的一般的な骨髓破壊及び他の骨髓病、壞血病、B₁₂欠乏症、広範囲の火傷、伝染病、悪性腫瘍、腸管の吸收障害等においてすでに認められている。それらの状態に於けるフィブリノーゲン欠乏原因は不明であるが先天的フィブリノーゲン欠乏症は全く稀である。胎盤早期剥離の5~10%においてフィブリノーゲン欠乏症が発生し、出血による急性死の危険が存在する(Reid, Weiner)。

フィブリノーゲン置換療法

最近までフィブリノーゲンの補充乃至置換を可能とした手段は血漿か全血の注輸のみであつた。胎盤早期剥離に際してのフィブリノーゲンの喪失については、大数の血液がしばしば血液の凝固力を復元せしめるため要求された。

1949年 Maloney, Eagan 及び Gorman が⁽¹⁰⁾ 胎盤早期剥離の治療に人血漿から得た Cohn の分画 I (フィブリノーゲンを含む) を使って治療効果をあげたことを報告した。

Weiner, Reid 及び Roby もこの分画⁽¹¹⁾⁽¹²⁾⁽¹³⁾ を使用した経験を統いて報告し Sawitsky と Plotkin も精製フィブリノーゲンの使用経験を報告した。改善された分画法に依るフィブリノーゲン-BBank⁽¹⁴⁾ は人血漿より分離されたもので特殊の救命的フィブリノーゲン治療を可能とする。

J.A.M.A. (Jan 2, 1954) の論説によれば後天性フィブリノーゲン欠乏症のあることが認められ、精製フィブリノーゲンの注入により妊娠時の副脚不能の出血治療に対する合理的な治療に到達でき、これらの場合に於けるフィブリノーゲン値の早急な回復の価値が証明された。又多数の研究者がフィブリノーゲンの価値と凝固機構の復元についての大體輸血の価値を証明した。

Reid は胎盤早期剥離の微熱な場合には血液の凝固力復元が他の如何なる外科的手術の試みよりも優先すべきだと考へている。羊水血栓症症候群においては血液フィブリノーゲンの復元は以前無手術と考えられていた条件に対して治療手段を与えた。長期の胎児死については凝固機構の変化が現われたとき即刻入院治療が通常なく行われるよう血液についての反復的な検査が行われることが望ましい。